

事 務 連 絡
令和元年9月17日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課長

社会福祉施設等利用者の入浴支援について（依頼）

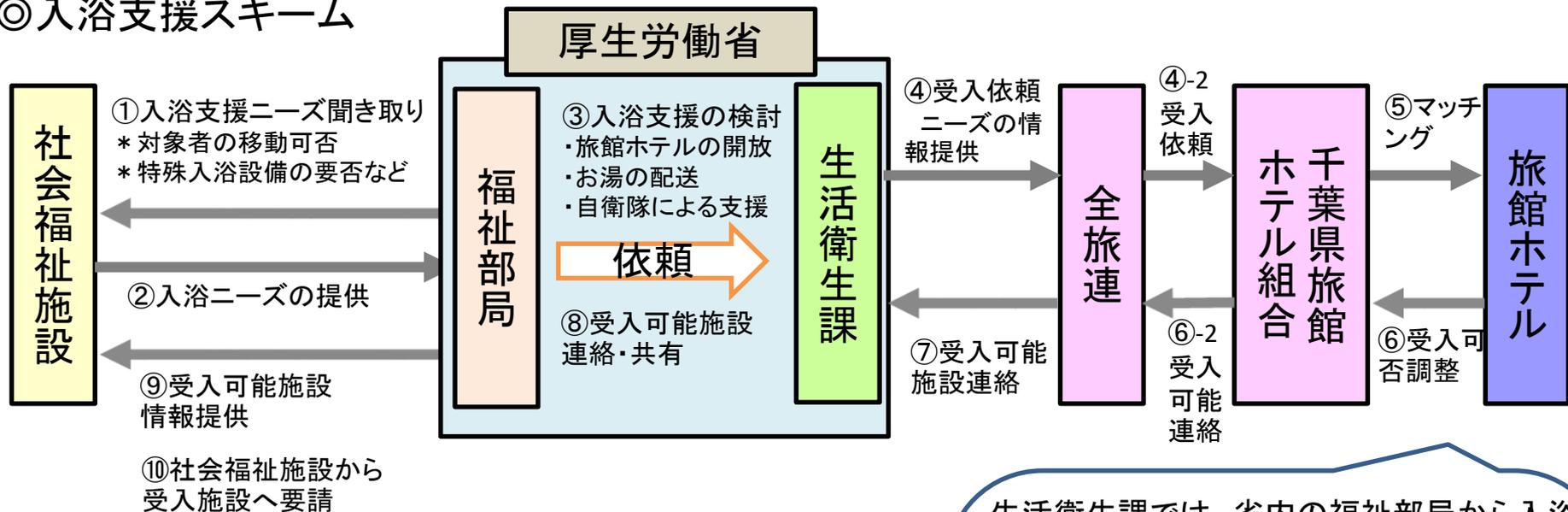
このたびの令和元年台風15号による被災者等の要援護者への緊急対応については、既に様々な御協力をいただいているところですが、今般、被災地域における停電が更に長期化する見込みとなったことから、今後、被災地域のニーズの拡大が予想され、特に災害弱者への支援は喫緊の課題です。

このため、厚生労働省では、被災地域の社会福祉施設等からの入浴サービスの提供依頼があった場合に迅速に対応できるよう、別添の取り組みを実施したいと考えています。

つきましては、貴連合会及び傘下の千葉県旅館ホテル生活衛生同業組合におかれましては、何卒御協力いただきますようお願いいたします。

社会福祉施設等利用者の入浴支援における連絡体制について（生活衛生課）

◎入浴支援スキーム



※入浴ニーズ聞き取りの留意点

- お湯の配送で足りるか。(自施設での入浴が可能か。)
- 対象者の移動は可能か。
(ホテル等までの交通手段、車椅子か、自立歩行か。)
- 旅館ホテルの一般風呂で対応可能か。
- 特殊な入浴設備が必要か。

※受入施設マッチングの留意点

- 受入可能人数と時間。
- 対象者の特性(介助の有無、一般客との混浴可否など)。
- 浴場設備の条件(車椅子の可否、間口の広さなど)。
- 入浴料金の条件(無料入浴の可否)。

生活衛生課では、省内の福祉部局から入浴ニーズを情報提供してもらう。入浴ニーズを全旅連に伝達し、マッチングを依頼する。

千葉県旅館ホテル組合では、入浴ニーズに合致する施設に打診し、受入の可否を調整する。

受入可能な場合は、千葉県旅館ホテル組合を通じて生活衛生課に連絡し、省内福祉部局から福祉施設に情報提供する。福祉施設から受入可能な旅館ホテルに直接要請し、日時等を調整する。